

権利関係⑧ – 1 「連帯債務・連帯債権」



1. 連帯債務とは？
2. 連帯債務者の一人に生じた事由が他の連帯債務者に対する影響は？
3. 連帯債権とは
4. 連帯債権の絶対効

1. 連帯債務とは

- ①債権者が、複数の債務者の一人または全員に対して、同時に又は順次に債務の全部または一部の履行を請求できるような債務
- ②各連帯債務者の負担部分は、相互間の特約で定める。特約がない場合は平等と推定
- ③他の連帯債務者の負担部分まで負担した連帯債務者は、それぞれが負担する部分について、求償できる

2. 連帯債務者の一人に生じた事由が他の連帯債務者に対する影響は？

原則：相対的効力(相対効)

他の連帯債務者に影響しない

例外：絶対的効力(絶対効)

次の4つの事由のいずれかが連帯債務者の一人に生じると、他の連帯債務者も影響を受ける

①弁済 ②相殺 ③混同 ④更改

3. 連帯債権とは

連帯債務の債権者と債務者を逆にすれば、連帯債権となり、考え方も同様である。

連帯債権とは、**数人の債権者が、同一内容の可分の給付について、各債権者がそれぞれ、債務者に対して全部または一部の履行をすべきことを請求**でき、また、**債務者は、そのうちの一人に対して給付(弁済)すれば、他の債権者の債権も消滅する多数当事者の債権をいう。**

4. 連帯債権の絶対効

次の6つの事由のいずれかが連帯債権者の一人に生じると、他の連帯債権者も影響を受ける

① 弁済

② 更改

③ 混同

④ 相殺

⑤ 請求

⑥ 免除

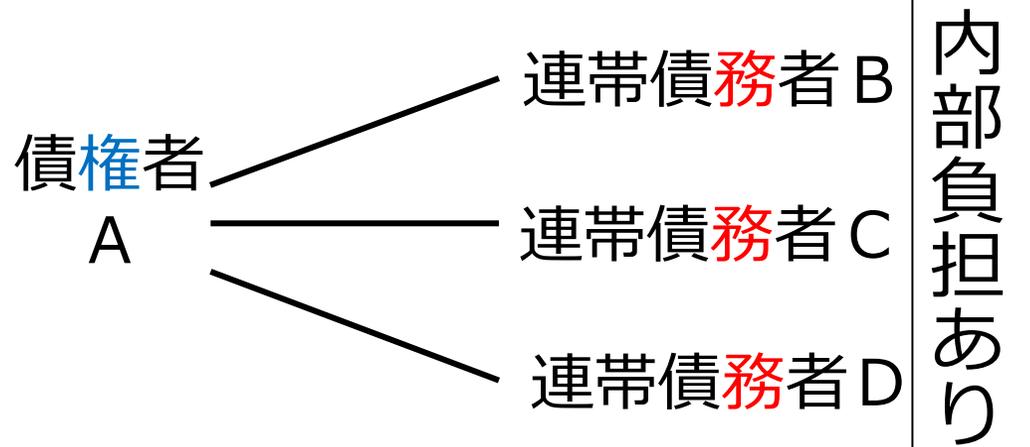
連帯債権・連帯債務共通の絶対効

連帯債権のみの絶対効

連帯債務と連帯債権

連帯債務

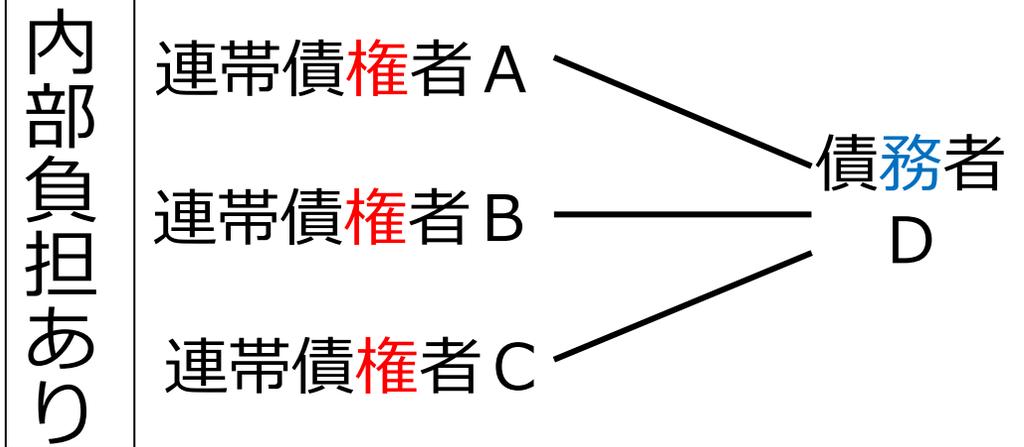
債権は1つ、債務も1つで
内部で複数に分かれる



連帯債務者絶対効
弁済・相殺・更改・混同

連帯債権

債権は1つだが内部で複数に
に分かれ、債務は単数



連帯債権者絶対効
弁済・相殺・更改・混同・請求・免除